という。 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 ロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年12月11日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。
会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、
更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程
(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程

- 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロ ポーザルを受付けます
- 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」を埋みられている万については、門宙写を振小原へにけて結構です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様素(写)等を担こ願います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】 本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。 また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます

ます

ょす。 具体的には、 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
 - 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
- 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ・当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

1. 当機構との間の取引高が総元上文は事業収入の3分の下以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ. 一者様式の20世界を表の表面の2020日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 2 国名:バングラデシュ 担当:バングラデシュ事務所

案件名:チッタゴン上下水道公社組織改善・無収水削減推進プロジェクト

1 契約予定期間:2014年2月下旬~2018年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における水道事業経営改善及び水道施設維持管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2013年12月25日から2013年12月27日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2013年12月25日から2014年1月6日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年1月27日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 2月上旬

(5) 契約交涉 : 2月中旬~2月下旬

5 業務の目的

バングラデシュ人民共和国(以下、「バ」国)最大の商工業都市であるチッタゴン市では、水道をはじめとする基礎インフラの整備が都市の拡大に追いついていない。チッタゴン市の水道は、チッタゴン上下水道公社(以下、「CWASA」)により運営されているが、上水道施設の整備不足及び既存施設の老朽化から、十分な水道サービスを提供できておらず、需要の約47%しか供給できていない。これに対し、CWASAは円借款による「カルナフリ上水道整備事業(以下、「KWSP-1」)」及び「カルナフリ上水道整備事業フェーズ2(以下、「KWSP-2」)」事業にて給水能力の増加及び配水管網の整備を進めている。2014年にKWSP-1にて竣工予定の浄水場が供用を開始し、2021年にはKWSP-2にて更なる浄水場に加え、チッタゴン市中心部のカルナフリ給水地域(以下、「KSA」)内の配水管網も整備される。当該事業完工後の2025年には、需要に対する供給が63%に改善する見込みである。

その一方で、これらの水道施設を保守・運営する為の人員不足、適切な水道料金を設定し徴収する為の会計・財務能力不足、更には、CWASAを効果的、効率的に経営する為の適切な組織体制の構築など、CWASAの組織運営体制に多くの課題がある。また、技術面でも、既存送配水管の老朽化、低品質の給水管材の使用や不適切な給水管接続工事を原因とする漏水、といった問題も指摘されている。CWASAの無収水率は地区によっては40%(2012年)を超えるなど、自立的で持続的な水道事業運営には課題が多い。

技術協力プロジェクト「チッタゴン上下水道公社無収水削減推進プロジェクト(以下、「PANI」)」(2009~2014年)では、上述のチッタゴン市の無収水削減のため、同市内のプロジェクト地域内(KSAの一部)の全顧客(約27,000接続)を訪問し、顧客の所在地と水道メーターの作動状況を確認(必要あればメーターの交換も行い)、顧客情報をマッピングしたデータベースを作成している。更に、PANIの成果のひとつとして設定されている無収水削減のための体制・組織作りも一定の成果を上げ、パイロット・プロジェクトから得られた種々のデータを更新する等のGISデータベース運用を通じCWASA職員のモニタリング能力が向上した。しかしながら、CWASAの人員体制が依然として全体的に脆弱であり、今後KWSP-1及びKWSP-2の完成に伴い増加する給水量を扱えるに十分な能力を未だ得ていないため、無収水削減を超えたCWASA全体の経営の改善が求めてられている。

このような背景の下、「バ」国からCWASAの事業管理能力、財務・営業能力及び維持管理システムに関する技術協力の要請が提出され、2013年6月に詳細計画策定調査を実施した後、2013年11月にR/Dを締結した。

本業務は、チッタゴンにおいてCWASAの事業管理、及び、財務・営業能力の改善、維持管理システムの改善を支援することにより、CWASAの運営・組織能力の強化を図り、もってCWASAが効率的、効果的、かつ顧客志向のサービスをチッタゴン市民に提供することに寄与するものである。

- 6 業務の範囲及び内容
- (1) 業務対象地域

チッタゴン市 (人口290万人、面積155km2)

(2)相手国関係機関

チッタゴン上下水道公社 (CWASA)

- (3) 業務内容
- ・第1年次

ア 業務実施計画書の作成

- イ インセプションレポートの作成・協議
- ウ ベースライン調査の実施及び目標値の設定
- エ 成果1「CWASAの事業管理能力が改善する。」に係る活動
 - (ア) CWASA取締役会での改訂版組織図承認を支援する。
 - (イ) 2020年までの組織移行計画を策定し、同計画に基づく2017年度までの実施を支援する。
 - (ウ) 2020年以降の組織図概要を策定する。
 - (I) 現状の社内規定を見直し、問題点を把握し、改定案を提案する。
 - (オ) 現状の研修制度を見直し、新たな年次研修プログラムを策定し実行する。
 - (カ) カスタマーサービス部門の設立を支援する。
 - (キ) 継続的且つ効果的な経営関連報告書の作成を支援する。
 - (ク) 人事・採用方針を策定・実行する。
 - (ケ) 環境法令順守の為の方策を策定・実行する。
- オ 成果2「CWASAの財務・営業能力が改善する。」に係る活動
 - (ア) 長期債務返済プランを見直す。
 - (イ) 売上向上の為の方策を策定・実行する。
 - (ウ) 料金回収効率改善の為の方策を実行する。
 - (I) 会計システム、料金徴収システムの電子化を促進する。
 - (オ) 顧客データベースを拡張し、資産の管理を電子化する。
 - (カ) 住民の深井戸掘削許可を適切に管理する。
 - (キ) 低所得者向けの水供給量を増加させる。
- カ 成果3「CWASAの維持管理システムが改善する。」に係る活動
 - (ア) 量水器検定施設を設立し、当該施設の適切な運用の為に必要なトレーニングを実施する。
 - (イ) 顧客情報と水道管との給水接続箇所を適切に管網図に反映するため、GISデータベースの更新を継続する。
 - (ウ) 作成したKSA内の無収水対策計画をKSA外のCWASA給水地域へ展開する。
 - (I) 配水ブロック(セクター)を基本単位とする配水網の運営・管理計画を策定する。
- (オ) 漏水の探知及び修理に関する実務研修を実施し、KSA内に構築される漏水管理区画(DMA)内の無収水をモニ タリングする。
 - (カ) バングラデシュの実状に即した配管工事機器を国内製造させるための研究開発を実施する。
- (キ) 同社職員及び民間配管工向けに配管工事のトレーニングを行うための研修プログラムを策定し、これを実 施する。
 - (ク) 全ての運転維持管理マニュアルを見直し、必要に応じて改訂した上で同社職員に対する研修を実施する。
 - (ケ) 一部業務を外部委託する際の手続きを改善するとともに、外部委託にかかるガイドラインを策定する。
 - (1) 在庫管理方法やロジスティック管理方法を改善する。
 - (サ) 技術基準を策定し、随時改訂する。
- ・第2年次

第1次に引き続き、事業管理能力改善、財務・営業能力改善・維持管理システム改善の為の活動を実施する。

- 7 成果品等
- (1) インセプションレポート (2014 年 6月 上旬) (2) プロジェクト事業進捗報告書1 (2015 年 3月 上旬)
- (3) プロジェクト事業進捗報告書 2 (2016 年 3月 上旬)
- (4) 業務完了報告書 (2018 年 2月 上旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- 1)総括/維持管理(評価対象予定者)
- 2)組織・経営(評価対象予定者)
- 3)財務会計
- 4)無収水対策
- 5)水道管理
- 6)GISデータベース(評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず)
- 9 特記事項
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年11月にRD締結済み

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。